

会議記録（1）

会議名称	令和元年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開会及び開会日時	令和元年12月24日（火） 午後1時30分から午後2時15分		
開催場所	北本市文化センター 第3会議室		
議長氏名	会長 関口 明		
出席委員（者）氏名	林田 幸子、岩崎 祥江、田村 恵司、福山 史江、金子 哲也、 宮澤 富夫、関口 明、今井 定好、青木 理		
欠席委員（者）氏名	柿崎 広、若山 銀一郎、山田 憲次、鈴木 義信、佐藤 道子、伊東 祐一		
説明者の職員氏名	保険年金課主幹 横森 正昭		
事務局職員氏名	健康推進部長 赤沼 知真 保険年金課主幹 横森 正昭 保険年金課主査 渡辺 恭代		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事録署名委員の選出 4 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算結果について (2) 令和2年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について (3) データヘルス計画実施保健事業の平成30年度事業評価について (4) その他 5 閉会		
配付資料	会議次第 資料1 令和2年度国保事業費納付金・標準保険税率【秋の試算】 資料2 税率・税額改定による比較表 資料3 ケース別保険税伸び率【R2税率（案）】 資料4 データヘルス計画実施事業平成30年度事業評価 参考資料 令和2年度予算積算に係る全体スケジュール（案）		

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。</p> <p>また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人1名入室、資料を配布】</p>
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日の会議は、委員15名中、出席者9名、欠席者6名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>2 挨拶</p> <p>会長 関口 明 氏 (一略一)</p>
事務局	<p>3 議事録署名委員の選出</p> <p>署名委員 今井 定好 氏 青木 理 氏</p>
事務局	<p>4 議事</p> <p>それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。</p> <p>始めに、(1)国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算結果について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>—資料1を示して説明— (一略一)</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はございますか。</p>
委員	<p>資料を見ると、一人当たり保険税必要額は、令和元年度と比較して減っていますが、税率を上げるのは、被保険者数の影響ですか。他の市においても、被保険者が減少しているため、税率を上げざるを得ない状況になるという話を聞いています。</p>
事務局	<p>北本市に限らず、被保険者数は減少傾向にあります。他の市町村においては、被保険者数減少のため、税率を上げざるを得ない状況であるという話を聞いています。北本市では、その他、令和元年度に保険税率の改正をしていないこともあり、税率を上げる必要があると考えています。</p>
委員	<p>平成30年度の剩余金が、納付金から控除されているとのことですが、県で剩余金が発生したということですか。</p>

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	そのとおりです。平成30年度の国保制度改革により、県内市町村の保険給付に要する金額の全額が県から交付されることとなりました。県では、その財源とするための納付金を県内市町村から徴収します。剩余金は、県が徴収した納付金が市町村へ交付した金額を上回ったために生じたものです。
委員	県は、納付金をどのように算出しているのですか。
事務局	県内のすべての市町村で、どれだけの保険給付費が必要かを、年代ごとの一人当たり医療費及び被保険者数を推計して算出した額から、国からの補助金等を控除した後、各市町村の被保険者数、所得額、医療費指数等で案分し、納付金額を算出します。
委員	一人当たりの国保税必要額は、今年度よりも少ない見込みということですか。
事務局	そのとおりです。
委員	他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。続きまして、(2)令和2年度北本市国民健康保険税税率(案)について、事務局より説明願います。
事務局	—資料2、3を示して説明— (一略—)
委員	賦課方式の変更について、いつ県内で保険税水準が統一される予定ですか。
事務局	令和9年度を目指としていると聞いています。
委員	段階的に賦課方式を所得割と均等割の2方式に移行する考え方のことですが、令和2年度は、資産割及び平等割を2分の1にし、次回改正時に2方式とすることを考えているのですか。
事務局	未定です。次回、保険税率を改正する際に改めて検討することになります。
委員	資料では、固定資産税を10万円としています。資産税額10万円というのは、高い印象ですが、これは、北本市の国保被保険者の平均税額ですか。
事務局	今年度の国保税当初賦課時点において、資産割が賦課されている世帯の固定資産税平均額が約10万円でした。
委員	国民健康保険税率は、被保険者にとって非常に重要であり、詳細な資料を提示し、このようになっているから、こういう理由から資産割が何ペー

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
	セントになった、均等割額が何円になったという根拠をしつかり示して改正をしなければ被保険者は納得しないのではないか。
委員	近隣市の保険税率等も参考に提示した方が被保険者に理解が得られやすいと思う。
委員	私も資料が不足しているように感じるので、資料を充実させていただきたい。
事務局	次回の協議会では、県からの本算定結果を基に、最終的な令和2年度の保険税率等の案を作成して委員の皆様に審議いただくことになります。その際には、資料を充実します。
委員	国民健康保険特別会計の歳入歳出それぞれの予算を見込んで、保険税率等の案を作成していると思います。歳入がいくらで、歳出がいくら、基金をいくら活用してという全体像が見える資料を提示していただきたい。
事務局	そのような資料も作成します。
委員	事務局より示された税率等の案では、資産割及び平等割を下げた分、均等割を上げています。均等割ではなく、所得割を上げてはどうですか。
事務局	国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能割と世帯や被保険者の人数によって賦課される応益割があります。所得割及び資産割が前者で、均等割と平等割が後者です。先ほど、保険税水準の統一化という話をしましたが、統一された場合には、応能割と応益割の割合は、ほぼ5：5という割合になります。北本市では現在、応能割が約8割で応益割が約2割という割合です。今後、統一化を見据え、この割合を5：5に近づけていく必要がありますので、応能割である資産割を下げた分を応益割である均等割に上乗せしたものです。
議長	他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。続きまして、（3）データヘルス計画実施保険事業の平成30年度事業評価について、事務局より説明願います。
事務局	—資料3、4、参考資料を示して説明—（一略—）
議長	ただいまの説明について質問はございますか。
委員	健診異常値未受診者への受診勧奨について、対象者はKDBシステムにより抽出となっていますが、KDBシステムとは何ですか。
事務局	国保データベースシステム、通称KDBシステムは、国保被保険者の特定健診、特定保健指導及び医療情報を集計・分析することが可能なシステムです。資料には、KDBを用いて対象者を抽出すると記載されていますが、実際には、KDBではなく、特定健診の結果データから対象者を抽出

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
委員	しました。
事務局	糖尿病性腎症の受診勧奨とは、どのようなものですか。
事務局	県、県国保連合会との共同事業で、特定健診のデータから糖尿病性腎症が疑われる者で、レセプトから医療機関を受診していない者、またレセプトから糖尿病性腎症で通院歴があり、最終通院から6月以上受診がない者に対して、医療機関を受診するよう勧奨通知を送付するものです。なお、それでも通院が確認できない場合には、電話による受診勧奨を行います。
事務局	他に質問はないようですので、議題（4）その他について、事務局から説明願います。
事務局	国保事業費納付金及び標準保険税率の本算定結果が年明けに県から提示される予定です。それを基に改正税率（案）を作成し、次回の協議会にて審議いただき、答申を受けまして3月議会に上程することとなります。
議長	それでは、以上で予定されたすべての議事が終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	ありがとうございました。
事務局	5 閉会
	以上をもちまして、令和元年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。

令和2年1月17日

会長 関口明
署名委員 今井定好
署名委員 青木理